

新	旧	改正理由等
<p><u>めて当該雇用期間の末日を繰り上げるものとする。</u></p> <p><u>5 理事長は、第2項の規定若しくは第3項の規定により雇用期間を延長する場合又は前項の規定により雇用期間の末日を繰り上げる場合には、当該職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>6 前各項のほか必要な事項については、理事長が別に定める。</u></p> <p><u>(無期労働契約への転換)</u></p> <p><u>第8条の2 この規則により再雇用された職員のうち、通算雇用期間が5年(大学等、研究開発法人(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律別表第1に掲げられている法人)又は試験研究機関等(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令別表第1に掲げられている機関)との協定その他契約によりこれらと共同して行う共同研究開発等の業務に専ら従事する者又は共同研究開発等に係る運営管理に係る業務に専ら従事する者については10年)を超える者は、現在の雇用期間満了日の3か月前までに無期転換請求申込書(契約職員及び非常勤職員等の就業規則第4号様式を準用する。)により理事長へ申し込みすることで、現在締結している雇用期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用に転換することができる。</u></p> <p><u>2 所属長は、前項の規定による申し込みがあったときは、無期労働契約転換申込み受理通知書(契約職員及び非常勤職員等の就業規則第5号様式を準用する。)により受理を通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規程により受理を通知したときには、速やかに関係書類を添えて人事部長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項の通算雇用期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の雇用期間を通算するものとし、現在締結している有期労働契約については、その末日までの期間とする。ただし、労働契約が締結されていない期間が連続して6か月(当該空白期間の直前に満了した一の有期労働契約の雇用期間(当該一の有期労働契約を含む二以上の有期労働契約の雇用期間の間に空白期間がないときは、当該二以上の有期労働契約の雇用期間を通算した期間。)が1年に満たない場合にあつては、当該一の有期労働契約の雇用期間に二分の一を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間)以上ある任期付職員については、それ以前の雇用期間は通算雇用期間に含めないものとする。</u></p> <p><u>5 第1項の規定により締結される無期労働契約に係る勤務条件は、この規則及び現に締結している有期雇用契約に係る勤務条件とする。</u></p> <p><u>6 第1項の規定により無期労働契約を締結した再雇用職員は、前条第3項の規定にかかわらず、その者が年齢70年に達する日の属する年度の末日をもって退職とする。</u></p> <p>(給与)</p>	<p>(新設)</p> <p>(給与)</p>	<p>・無期雇用転換に係る規定の新設</p>

新	旧	改正理由等
<p>第9条 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の71.25</u>を乗じて得た額(事務職等給料表(1)の適用を受ける再雇用職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける再雇用職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(理事長が別に定める再雇用職員等に限る。以下「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の61.25</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の再雇用職員等の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>9 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、<u>100分の51.25</u>(特定幹部職員にあっては<u>100分の61.25</u>)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第9条 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の70</u>を乗じて得た額(事務職等給料表(1)の適用を受ける再雇用職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける再雇用職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(理事長が別に定める再雇用職員等に限る。以下「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の60</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の再雇用職員等の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>9 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、<u>100分の50</u>(特定幹部職員にあっては<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>(略)</p>	<p>・期末・勤勉手当支給月数の改定を行うための改正</p>